

平成30年4月相良村農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 平成30年4月11日(水) 午前9時00分開会

2. 開催場所 役場2階会議室

3. 出席委員(10人)

会長(10番) 渡邊 和夫

職務代理者(5番) 永田 熊信

(1番) 宮原 清人

(2番) 岩坂 博行

(3番) 西田 義和

(4番) 山田 成代

(6番) 白石 悌二

(7番) 平川 真由美

(8番) 内元 幸一郎

(9番) 信國 敏彦

4. 欠席委員(0人)

欠席委員:()

5. 議事日程

日程第1 議案第10号 農地法第3条の規定による許可申請に対する意見について

日程第2 議案第11号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について

日程第3 議案第12号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画(案)に対する意見について

そ の 他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 富永 得治

農地係長 阿久津 裕介

7. 会議の概要

開会 午前9時00分

議長	<p>1 開会・議長挨拶</p> <p>おはようございます。 只今から、平成30年4月相良村農業委員会総会を開会します。 相良村農業委員会会議規則第4条の規定により、私が議長として議事を進行させていただきます。</p>
議長	<p>2 議事録署名委員の指名について</p> <p>議事録署名委員は、5番委員、6番委員の2名を指名します。よろしくお願ひします。 これより、議題に沿って会議を進めます。議案が3議案で、案件が19案件です。</p>
議長	<p>3 議 事</p> <p>議案第10号 農地法第3条の規定による許可申請について</p> <p>はじめに、議案第10号、農地法第3条の規定による許可申請に対する意見について、審議します。</p>
議長	<p>それでは、1番について事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>おはようございます。 議案第10号、農地法第3条の規定による許可申請に対する意見についてご説明いたします。番号1、大字川辺字雨漕及び松馬場及び上山下及び西鶴及び宮園、田の9筆 9,631 m²です。譲渡人及び譲受人は議案に記載されているとおりで利用権種別は3条無償移転で親子間の無償移転です。以上です。</p>
議長	<p>引き続き、本件について5番委員に報告をお願いします。</p>
5番委員	<p>本人さんと話をしまして、老齢になるので息子さんに譲りたいと</p>

議長	<p>の強い要望もありましたし、息子さんとも話をし、現地も何ら問題ないと思われま。</p> <p>ただいま、事務局からの説明と5番委員からの報告がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認することに決定いたします。</p> <p>議案第11号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について</p>
議長	<p>次に、議案第11号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認(利用権貸借)について、審議します。</p> <p>1番と2番は関連につき一括して事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第11号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認(利用権貸借)について説明します。番号1、大字川辺字中高原及び上永坂、畑2筆の3,014㎡です。賃貸借の新規案件で利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で、賃借料は10aあたり5,000円です。続きまして番号2、大字川辺上永坂、畑1筆の3,049㎡です。賃貸借の新規案件で利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で、賃借料は10aあたり5,000円です。以上です。</p>
議長	<p>引き続き、本件について川辺地区推進委員に報告をお願いします。</p>
地区推進委員	<p>本人さんは、こちらにいないので電話で話をしまして、確認をしましたところ、間違いなしのことでした。以上です。</p>

議長	<p>ただいま、事務局からの説明及び川辺地区推進委員から報告がありました。本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認することに決定いたします。</p> <p>次に、3番について事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号3、大字柳瀬字吉ノ尾、田4筆の2,759㎡です。賃貸借の新規案件で利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で、賃借料は全筆で20,000円です。以上です。</p>
議長	<p>引き続き、本件について6番委員に報告をお願いします。</p>
6番委員	<p>先日、推進委員と本人に会いまして田の4筆ということでしたが実際は、2筆になっております。全筆で20,000円はちょっと安いですが、進入路が狭く井戸と鉄塔がありますので、農作業がしにくい部分もあるので、この金額となっております。以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明及び6番委員からの報告がありました。本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認すること</p>

事務局	<p>に決定いたします。</p> <p>次に、4番について、事務局の説明をお願いします。</p> <p>番号4、大字深水字新村、田3筆の3,054㎡です。賃貸借の再設定案件で利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で、賃借料は10aあたり玄米120kgです。以上です。</p>
議長	<p>引き続き、本件について4番委員に報告をお願いします。</p>
4番委員	<p>お二人に電話連絡をとりまして内容を確認しました。再設定案件なので、お互いに了解されておりまして、現地も推進委員とみてきました。以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明及び4番委員からの報告がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認することに決定いたします。</p>
議長	<p>次に、5番については、3番委員に関する案件なので、相良村農業委員会会議規則第10条の規定に基づく議事参与の制限により当該事案の審議開始から終了まで、退席をお願いします。</p> <p>(3番委員退席)</p>
議長	<p>それでは、5番について事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号5、大字柳瀬字風呂前、田1筆4,155㎡です。賃貸借の再設定案件で利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は3年で、賃借料は1筆の玄米2</p>

議長	70 kgです。以上です。
議長	引き続き、本件について1番委員から報告をお願いします。
1番委員	地区推進委員と本人にお会いしまして、再設定案件なので了解もされていまして。以上です。
議長	ただいま、事務局からの説明及び1番委員からの報告がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。
	(意見なしの声)
議長	ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいですか。
	(異議なしの声)
議長	ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認することに決定いたします。
	ここで、3番委員の入室を許可します。
	(3番委員入室・着席)
議長	次に、6番について事務局の説明をお願いします。
事務局	番号6、大字川辺字別府原及び松馬場、田2筆の3,886㎡です。賃貸借の新規案件で利用権を設定する者及び設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で、賃借料は2筆で88,820円です。以上です。
議長	引き続き、本件について8番委員及から報告をお願いします。
8番委員	この間、自宅にいきまして確認しました。間違いのないことでした。以上です。
議長	ただいま、事務局からの説明及び8番委員からの報告がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。
	(意見なしの声)

議長	<p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認することに決定いたします。</p> <p>次に、7番について事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号7、大字川辺字中高原、畑1筆の8,236㎡です。賃貸借の新規案件で利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で、賃借料は10aあたり7,000円です。以上です。</p>
議長	<p>引き続き、本件について10番委員に報告をお願いします。</p>
10番委員	<p>先日本人にお会いしまして、農地を集積するためのもので村内の方に貸したいとのことでした。以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明及び10番委員からの報告がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認することに決定いたします。</p> <p>次に、8番については、1番委員に関する案件なので、相良村農業委員会規則第10条の規定に基づく議事参与の制限により当該事案の審議開始から終了まで、退席をお願いします。</p> <p>(1番委員退席)</p>
議長	<p>それでは、8番について事務局の説明をお願いします。</p>

事務局	<p>番号8、大字柳瀬字蔵城、田1筆の2,604㎡です。賃貸借の再設定案件で利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で、賃借料は10aあたり20,000円です。以上です。</p>
議長	<p>引き続き、本件について7番委員から報告をお願いします。</p>
7番委員	<p>先日、地区推進委員と調査に行きました。この案件は再設定案件なので、今までの契約と一緒に、何ら問題ないと思われます。以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明及び7番委員からの報告がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認することに決定いたします。</p> <p>ここで、1番委員の入室を許可します。</p> <p>(1番委員入室・着席)</p>
議長	<p>次に、9番と10番は関連につき一括して事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号9、大字川辺字大柳、田2筆の2,967㎡です。賃貸借の再設定案件で利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は3年で、賃借料は10aあたり20,000円です。番号10、大字川辺字大柳、田1筆の454㎡です。賃貸借の再設定案件で利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は3年で、賃借料は10aあたり20,000円です。以上です。</p>

議長	引き続き、本件について川辺地区委員に報告をお願いします。
川辺推進委員	これは、貸す人が、是非ともこの人に耕作してほしいとの強い要望がありました。再設定の案件ですので、問題ないと思われます。以上です。
議長	<p>ただいま、事務局からの説明及び川辺地区推進委員からの報告がありました。本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認することに決定いたします。</p> <p>次に、11番については、川辺地区推進委員に関する案件なので、相良村農業委員会会議規則第10条の規定に基づく議事参与の制限により当該事案の審議開始から終了まで、退席をお願いします。</p> <p>(川辺地区推進委員退席)</p>
議長	<p>それでは、11番について事務局の説明をお願いします。</p> <p>番号11、大字川辺字下原、田1筆の4,831㎡です。賃貸借の新規案件で利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で、賃借料は10aあたり5,000円です。以上です。</p>
議長	引き続き、本件について10番委員から報告をお願いします。
10番委員	この土地は、地区推進委員の隣地になりましてここ一帯の土地は今年土地改良区を脱退しました。よって地目は田でございますが、現況は、畑になりますので、賃借料も記載の通りとなります。以上です。

議長	<p>ただいま、事務局からの説明及び10番委員からの報告がありました ましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろ しいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認するこ とに決定いたします。</p> <p>ここで、川辺地区推進委員の入室を許可します。</p> <p>(川辺地区委員入室・着席)</p>
議長	<p>次に、12番について事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号12、大字柳瀬字今村、田1筆の3,291㎡です。賃貸借の再 設定案件で利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案 に記載されているとおりです。期間は5年で、賃借料は1筆あたり 15,000円です。以上です。</p>
議長	<p>引き続き、本件について1番委員から報告をお願いします。</p>
1番委員	<p>8日に地区推進委員と現地と本人に確認しました。再設定案件な ので、金額も変更ないので何ら問題ないと思います。以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明及び1番委員からの報告がありまし たが、本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろ しいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>

議長	<p>ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認することに決定いたします。</p> <p>次に、13番について事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号13、大字柳瀬字八ツ田、田1筆の3,931㎡です。賃貸借の新規案件で利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は10年で、賃借料は10aあたり15,000円です。以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認することに決定いたします。</p> <p>次に、14番について事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号14、大字川辺字上高原、畑2筆の7,289㎡です。賃貸借の新規案件で利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で、賃借料は10aあたり5,000円です。以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>

議長	<p>ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認することに決定いたします。</p>
議長	<p>次に、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（所有権移転）の承認について審議します。</p> <p>1番について、事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（所有権移転）の承認についてご説明いたします。番号1、大字川辺字岩坂、畑1筆の484㎡です。所有権を移転する者及び所有権の移転を受ける者は議案に記載されているとおりです。売買価格は148,104円です。以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明がありました。本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認することに決定いたします。</p> <p>2番について、事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号2、大字柳瀬字浜ノ上、畑2筆の5,523㎡です。所有権を移転する者及び所有権の移転を受ける者は議案に記載されているとおりです。売買価格は1,933,050円です。以上です。</p>
議長	<p>引き続き、本件について6番委員からの報告をお願いします。</p>
6番委員	<p>売渡人に話を聞きました。内容に間違いありません。以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明及び6番委員からの報告がありました。本件につきましてご意見ありませんか。</p>

議長	<p>(意見なしの声)</p> <p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいですか。</p>
議長	<p>(異議なしの声)</p> <p>ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認することに決定いたします。</p>
議長	<p>議案第12号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画(案)に対する意見について</p> <p>次に、議案第12号農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画(案)に対する意見について、審議します。</p> <p>1番について事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第12号農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画(案)に対する意見についてご説明します。番号1、大字柳瀬字八ツ田、田1筆の3,931㎡です。権利を設定する農用地及び権利の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。機構法の賃貸借の転貸で、期間は10年で賃借料は10aあたり15,000円です。以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明がありました。本件につきましてご意見ありませんか。</p>
議長	<p>(意見なしの声)</p> <p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。</p>
議長	<p>(異議なしの声)</p> <p>ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認すること</p>

	<p>に決定いたします。</p> <p>次に、2番についてですが、2番委員に関する案件なので、相良村農業委員会会議規則第10条の規定に基づく議事参与の制限により当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いします。</p> <p>(2番委員退席)</p>
議長	<p>それでは、2番について事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号2、大字川辺字上高原、畑2筆の7,289㎡です。権利を設定する農用地及び権利の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。機構法の賃貸借の転貸で、期間は5年で賃借料は10aあたり5,000円です。以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明がありました。本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>ご異議がないようですので、本件は、原案のとおり承認することに決定いたします</p> <p>ここで、2番委員の入室を許可します。</p> <p>(2番委員入室・着席)</p>
議長	<p>これをもちまして、本日提案しました議案は全て終了しました。</p> <p>その他</p>
事務局	<p>(1) 次回の総会の開催日について</p> <p>5月10日、(木) 曜日、午前9時から</p> <p>閉 会</p>

議長	それでは、これで本日の総会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。
----	---------------------------------------

閉会 午前10時00分

会議の内容に相違なき事を認め、ここに署名する。

平成30年4月11日

相良村農業委員会

署名委員 5番 _____ (印)

署名委員 6番 _____ (印)